

令和3年度

統一的な基準による鳥取県の財務諸表

令和5年3月

鳥取県

目 次

1 はじめに	
（１）これまでの本県の取組	1
（２）統一的な基準への移行	1
2 統一的な基準の概要	
（１）統一的な基準のポイント	1
（２）総務省方式改訂モデルと統一的な基準の比較	3
3 財務諸表の作成方法	
（１）対象年度	3
（２）対象範囲	3
4 財務諸表	
（１）貸借対照表（BS）	6
（２）行政コスト計算書（PL）	8
（３）純資産変動計算書（NW）	9
（４）資金収支計算書（CF）	10
5 一般会計等財務諸表に基づく各指標	
（１）純資産比率	11
（２）有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）	11
（３）社会資本等形成の世代間負担比率	11
（４）受益者負担比率	11

1 はじめに

(1) これまでの本県の取組

鳥取県では、平成12年度（平成11年度決算）から、分かりやすい形で県民の皆様の本県の財務状況を情報提供する方法として、旧自治省が公表した作成要領を参考に、バランスシート及び行政コスト計算書の作成・公表を始めました。

平成21年度からは、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付総務事務次官通知）における『地方公会計改革』を踏まえ、「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）において提示された『基準モデル』及び『総務省方式改訂モデル』のうち、地方財政状況調査表（決算統計）を用いて作成する、従前の改訂版である「総務省方式改訂モデル」を採用し、純資産変動計算書及び資金収支計算書を加えた財務諸表（財務書類4表）を作成してきました。

(2) 統一的な基準への移行

総務省方式改訂モデルは、決算統計上の建設事業費から資産の額を推計する方式のため、精度が不十分であることや、他の方式を採用している地方公共団体もあり、団体間での比較ができない等の課題が指摘されてきました。

このような課題を踏まえ、国（総務大臣）が、全ての地方公共団体に対して、企業会計で採用されている複式簿記・発生主義の導入や固定資産台帳の整備を前提とした『統一的な基準』による財務書類等の整備を要請しました。これを受け、統一的な基準による地方公会計制度に則した財務諸表及びその内訳資料である附属明細書を作成しました。

これらの財務諸表により、県民の皆様には鳥取県の財務状況が今どのような状況にあるのか御理解いただくとともに、常に財務状況の確認を行いながら、次世代に向けた投資と財政健全化のバランスのとれた財政運営に取り組んでまいります。

2 統一的な基準の概要

(1) 統一的な基準のポイント

ア 複式簿記・発生主義の導入

(ア) 複式簿記

1つの取引につき2つの側面（例：現金の収入・支出という側面＋資産・負債という側面）から記帳する帳簿方式。これにより、資産等のストック情報を明確に示すことが可能となる。

⇨1つの取引に対して現金の収入・支出という1面のみを捉えて記帳する帳簿方式（単式簿記）

例えば、

①1,000万円を借りて、②600万円の自動車を購入した場合

【単式簿記】

収入	支出
①借入金 1,000	②自動車代金 600

【複式簿記】

借方	貸方
①現金 1,000	①借入金 1,000
②自動車 600	②現金 600

(イ) 発生主義

収入・支出のほか、経済的事象の発生又は変化のあった時点で収益・費用の額を記帳。
これにより、1年間の正確な資産・負債を把握することが可能となる。

⇨現金の収入・支出が実行された時点で収入・支出の額を記帳（現金主義）

例えば、

①100万円の自動車を3月31日に受領し、②翌年度4月1日に支払いを行った場合

【現金主義】		【発生主義】	
借方	貸方	借方	貸方
4月1日 ②自動車 100	4月1日 ②現金 100	3月31日 ①自動車 100	3月31日 ①未払金 100
		4月1日 ②未払金 100	4月1日 ②現金 100

イ 固定資産台帳の整備

県が所有する固定資産（土地、建物、工作物（道路、河川等を含む。）等）について、取得から処分までの間、取得価額、現在価格、耐用年数の情報を記載し、資産の価値の把握に役立たせるためのもの。

(ア) 整備方針と評価基準

	統一的な基準開始時		開始後
	昭和59年度以前 取得分	昭和60年度以降 取得分	
非償却資産	再調達原価	取得原価[再調達原価]	取得原価
道路、河川及び水路の敷地	備忘価格1円	取得原価[再調達原価]	取得原価
償却資産	取得原価	取得原価[再調達原価]	取得原価

※償却資産の昭和59年度以前取得分について、事業用資産は取得原価、インフラ資産は再調達原価で評価。
[]内は取得原価が不明な場合。

(イ) 既存の各種台帳と固定資産台帳との相違点

地方公共団体では、公有財産を管理するための公有財産台帳や道路を管理するための道路台帳等、各種台帳を備えることが義務付けられており、従前よりそれらの台帳を整備しています。

しかし、これらは主に数量面を中心とした財産の運用管理・現状把握を目的としており、「資産価値に係る情報の把握」が前提とされていない点で固定資産台帳と異なります。

	公有財産台帳	各種台帳	+	【新】固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	-		会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心	道路、河川等		全ての固定資産
資本的支出と修繕費	明確な区分なし	-		区分あり
付随費用	含めない	-		含める
金額情報・減価償却	原則なし	-		あり

ウ 比較可能性の確保

従来は、鳥取県が採用していた「総務省方式改訂モデル」の他に、「基準モデル」や、東京都独自方式等が混在していたため、団体間の比較が困難でした。基準の統一化によって、団体間での比較が可能となりました。

(2) 総務省方式改訂モデルと統一的な基準の比較

従来の総務省方式改訂モデルは、主に決算統計数値を活用するものであり、それぞれの取引情報について個別に仕訳を行っていませんでした。また、固定資産についても、個別の資産を評価したものを貸借対照表計上額とせず、決算統計数値から資産額や減価償却累計額を算出して貸借対照表計上額としており、精度が不十分であるという課題がありました。

統一的な基準では、複式簿記に基づく発生主義会計の考え方のもと、それぞれの取引情報に対して仕訳を行うことや、県が所有する固定資産を個別に評価した固定資産台帳に基づいて財務書類を作成することにより、更に正確性を増すことができます。このため、県民の皆様や議会等に対し、より正確な財務書類を開示することができます。

3 財務諸表の作成方法

(1) 対象年度

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

※ただし、出納整理期間（令和4年4月1日～令和4年5月31日）に行われた会計処理も含まれます。

(2) 対象範囲

- ・本県では、財務書類を「一般会計等」に加え、「全体」及び「連結」ベースでも作成しています。
- ・「一般会計等」とは、決算統計等において用いられる「普通会計」とほぼ同様の範囲ですが、いわゆる想定企業会計（県営農業集落排水事業、団体営農業集落排水事業）及び地方消費税清算金を控除していません。
- ・「全体」とは、一般会計等に公営事業会計を含めたものです。
- ・「連結」とは、全体に一部事務組合や第三セクター等の県出資法人を含めたものです。
- ・各会計・団体間の未収・未払金、出資金、貸付金等の内部取引は相殺消去しています。

連結

全体

一般会計等

一般会計

特別会計

用品調達等集中管理事業特別会計、収入証紙特別会計、公債管理特別会計、給与集中管理特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、中小企業近代化資金助成事業特別会計、沿岸漁業改善資金助成事業特別会計、県営林事業特別会計、林業・木材産業改善資金助成事業特別会計、就農支援資金貸付事業特別会計、県立学校農業実習特別会計、育英奨学事業特別会計

公営事業
会計

【法適用企業】 電気事業会計、工業用水道事業会計、埋立事業会計、病院事業会計、天神川流域下水道事業会計

【法非適用企業】 県営境港水産施設事業特別会計、港湾整備事業特別会計

【公営企業以外】 国民健康保険運営事業特別会計

第三セクター等

【一部事務組合】 境港管理組合

【地方独立行政法人】 (地独) 鳥取県産業技術センター、(公大) 公立鳥取環境大学

【地方三公社】 鳥取県住宅供給公社、鳥取県土地開発公社

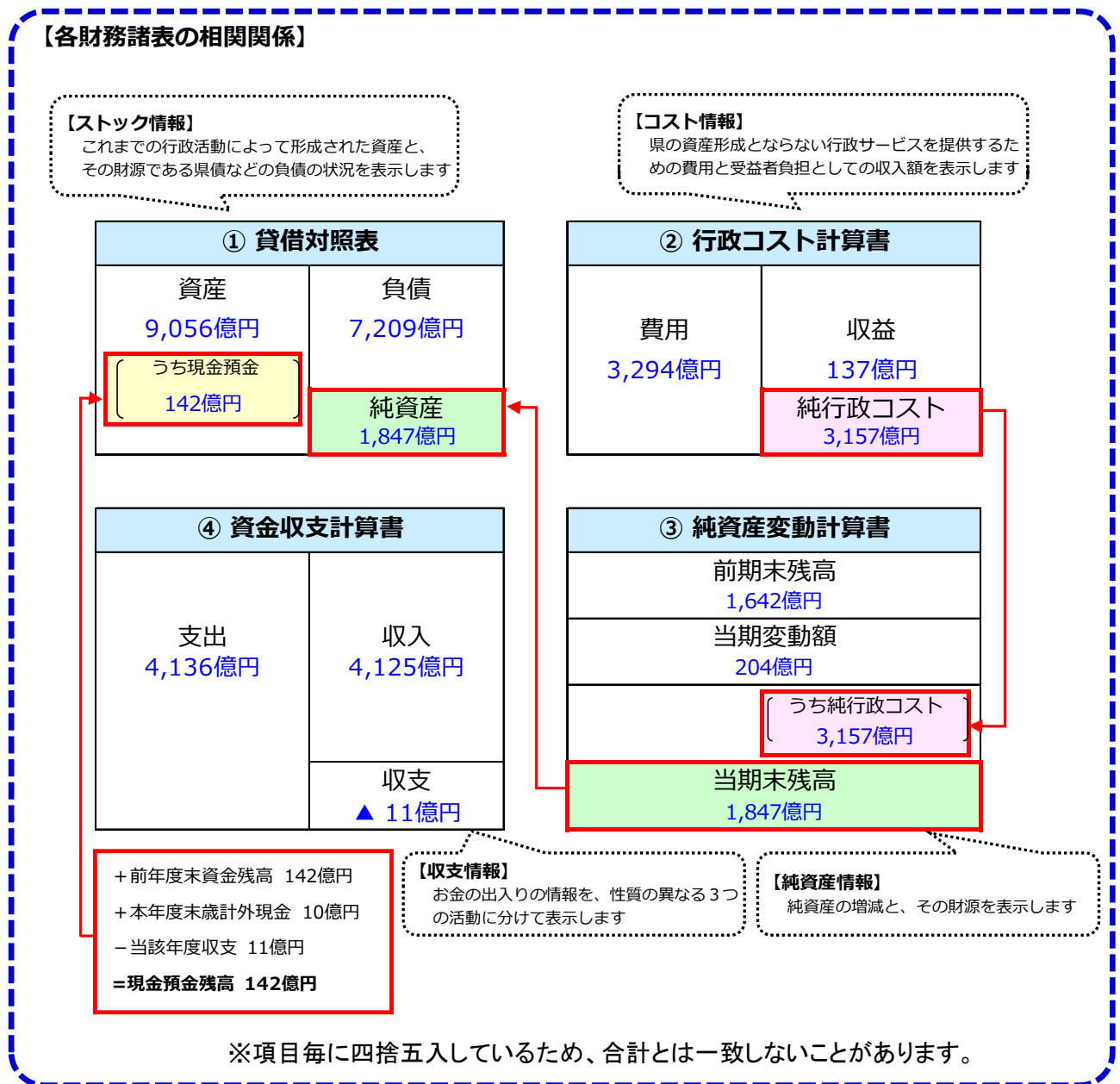
【第三セクター等】

(公財) とっとり県民活動活性化センター、智頭急行(株)、(公財) 鳥取県文化振興財団、(公財) 鳥取童謡・おもちゃ館、(公財) 鳥取県スポーツ協会、(一財) 鳥取県観光事業団、(公財) とっとりコンベンションビューロー、(公財) 鳥取県国際交流財団、(一財) 因幡街道ふるさと振興財団、(公財) 鳥取県臓器・アイバンク、(公財) 鳥取県天神川流域下水道公社、(公財) 中海水鳥国際交流基金財団、(公財) 鳥取県環境管理事業センター、(公財) 鳥取県食鳥肉衛生協会、(公財) 鳥取県生活衛生営業指導センター、(公財) 鳥取県産業振興機構、(公財) ふるさと鳥取県定住機構、(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構、(一財) 鳥取県野菜価格安定基金協会、(一社) 鳥取県果実生産出荷安定基金協会、(公財) 鳥取県畜産振興協会、(公社) 鳥取県畜産推進機構、(公財) 鳥取県造林公社、(公財) 鳥取県林業担い手育成財団、(公財) 鳥取県栽培漁業協会、(公財) 鳥取県魚の豊かな川づくり基金、(公財) 鳥取県暴力追放センター、(公財) 鳥取県教育文化財団

4 財務諸表

財務諸表は、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の4表から構成されます。

実際に、令和3年度決算における鳥取県の財務状況を当てはめると、下図のとおりです。



(1) 貸借対照表 (BS)

貸借対照表とは、県が保有する財産(資産)と、その財産をどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたか(賄わなければならないか)を示したものです。

令和3年度末における鳥取県の資産・負債・純資産は下表のとおりです。

財産(資産)を9,056億円保有しているのに対し、将来負担すべき負債は7,209億円あります。資産の内訳をみると、固定資産が8,713億円、流動資産が342億円となっており、固定資産では事業用資産が1,926億円、道路などのインフラ資産が5,226億円、流動資産では基金140億円のほか、現金預金が142億円となっています。

一方、負債の内訳は固定負債が6,452億円、流動負債が757億円となっており、うち地方債が6,341億円と大半を占めています。

【負債の部】
 =過去の事業から発生した将来世代の負担
 ・財産(資産)を取得するために起こした地方債
 ・職員の退職手当 など

(単位:億円)

科目	R3	科目	R3
【資産の部】		【負債の部】	
1 固定資産(A) a+b+c	8,713	1 固定負債(D)	6,452
(1) 有形固定資産(a)	7,206	(1) 地方債	5,739
①事業用資産	1,926	(うち臨時財政対策債)	2,376
②インフラ資産	5,226	(2) 長期未払金	1
③物品	54	(3) 退職手当引当金	658
(2) 無形固定資産(b)	4	(4) 損失補償等引当金	54
①ソフトウェア	4	(5) その他	-
②その他	0	2 流動負債(E)	757
(3) 投資その他の資産(c)	1,503	(1) 1年内償還予定地方債	602
①投資及び出資金	419	(うち臨時財政対策債)	302
②投資損失引当金	▲93	(2) 未払金	0
③長期延滞債権	24	(3) 賞与等引当金	61
④長期貸付金	557	(4) 預り金	10
⑤基金	606	(5) その他	84
⑥徴収不能引当金	▲11	負債合計(F) D+E	7,209
2 流動資産(B)	342	【純資産の部】	
(1) 現金預金	142	1 固定資産等形成分(G)	8,887
(2) 未収金	27	2 余剰分(不足分)(H)	▲7,041
(3) 短期貸付金	34		
(4) 基金	140		
(5) その他	-		
(6) 徴収不能引当金	▲0	純資産合計(I) G+H	1,847
資産合計(C) A+B	9,056	負債及び純資産合計 F+I	9,056

※項目毎に四捨五入しているため、合計とは一致しないことがあります。

【資産の部】
 =県が保有する財産
 ・使う資産(例:道路、学校等)
 ・売れる資産(例:使わなくなった校舎等)
 ・回収する資産(例:貸付金等)
 ・将来のために積み立てている基金 など

【純資産】
 =資産形成に充てられた返済義務のない財源、過去の蓄積資産(過去又は現世代の負担)
 ・これまでの世代が負担してきたもの(例:地方税等)
 ・地方交付税
 ・国庫補助金 など

県民1人当たり換算すると次表のとおりです。

1,641千円の資産を所有しており、そのために335千円負担してきました。しかし、将来に向けて、1,306千円の負担が残っていることとなります。

なお、県民人口は令和4年1月1日時点の住民基本台帳人口を基にしています。

(単位：千円)

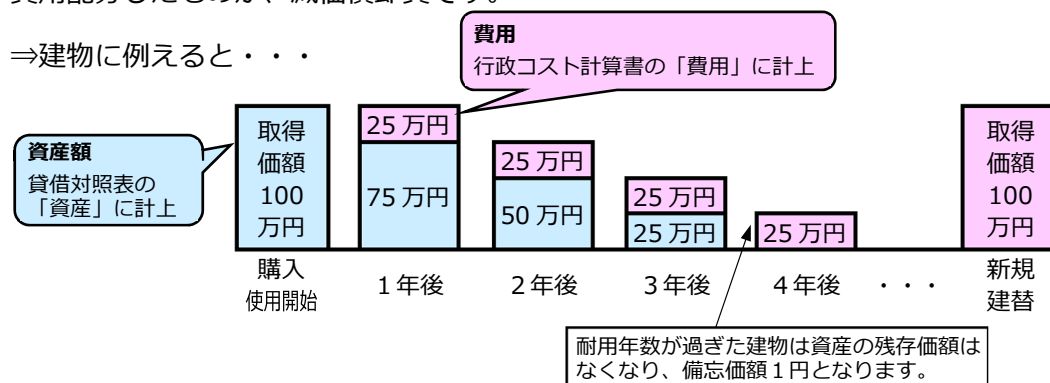
科目	R3	科目	R3
【資産の部】		【負債の部】	
1 固定資産(A) a+b+c	1,579	1 固定負債(D)	1,169
(1) 有形固定資産(a)	1,306	(1) 地方債	1,040
①事業用資産	349	(うち臨時財政対策債)	431
②インフラ資産	947	(2) 長期未払金	0
③物品	10	(3) 退職手当引当金	119
(2) 無形固定資産(b)	1	(4) 損失補償等引当金	10
①ソフトウェア	1	(5) その他	-
②その他	0	2 流動負債(E)	137
(3) 投資その他の資産(c)	272	(1) 1年内償還予定地方債	109
①投資及び出資金	76	(うち臨時財政対策債)	55
②投資損失引当金	▲ 17	(2) 未払金	0
③長期延滞債権	4	(3) 賞与等引当金	11
④長期貸付金	101	(4) 預り金	2
⑤基金	110	(5) その他	15
⑥徴収不能引当金	▲ 2	負債合計(F) D+E	1,306
2 流動資産(B)	62	【純資産の部】	
(1) 現金預金	26	1 固定資産等形成分(G)	1,611
(2) 未収金	5	2 余剰分(不足分)(H)	▲ 1,276
(3) 短期貸付金	6		
(4) 基金	25		
(5) その他	-		
(6) 徴収不能引当金	▲ 0	純資産合計(I) G+H	335
資産合計(C) A+B	1,641	負債及び純資産合計 F+I	1,641

※項目毎に四捨五入しているため、合計とは一致しないことがあります。

減価償却費とは

建物や道路などの資産について、取得時に一時の費用とはせず、その耐用年数にわたって費用配分したものが、減価償却費です。

⇒建物に例えると・・・



資産ごとの減価償却費は、施設の老朽化度や更新時期など、公共施設マネジメントを進める上での基礎情報として活用することができます。

引当金とは

将来発生する可能性が高い費用に備えるために積み立てておくお金のことで、これは「見えない負債」であることから、貸借対照表の「負債」あるいは「損失(資産のマイナス)」の欄に計上します。

県の場合、引当金は投資損失引当金、徴収不能引当金、退職手当引当金、損失補償等引当金、賞与等引当金の5種類があります。

(2) 行政コスト計算書 (PL)

行政コスト計算書とは、民間企業会計の「損益計算書」にあたるもので、4月1日から翌年3月31日までの1年間の行政活動のうち、福祉サービスや道路の維持修繕費といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、その行政サービスの直接の対価として得られた財源を対比させた財務書類です。

「経常費用」(資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費)と「経常収益」(その行政サービスの直接の対価として得られた財源)から成り、これらを差し引きしたものが、「純行政コスト」になります。

純経常行政コストは3,156億円であり、職員給与や賞与等引当金繰入額などの人件費が737億円、市町村などへの補助金や社会保障関係費などの移転支出コストが1,209億円となっています。

(単位：億円)

科目	R3	
	金額	構成比
【経常費用】 (A) a+b	3,258	100.0%
1 業務費用 (a)	2,050	62.9%
(1) 人件費	909	27.9%
①職員給与費	737	22.6%
②賞与等引当金繰入額	61	1.9%
③退職手当引当金繰入額	68	2.1%
④その他	43	1.3%
(2) 物件費等	950	29.2%
①物件費	419	12.9%
②維持補修費	193	5.9%
③減価償却費	339	10.4%
(3) その他の業務費用	190	5.8%
①支払利息	35	1.1%
②徴収不能引当金繰入額	1	0.0%
③その他	155	4.8%
2 移転費用 (b)	1,209	37.1%
(1) 補助金等	1,131	34.7%
(2) 社会保障給付	31	0.9%
(3) 他会計繰出金	31	0.9%
(4) その他	16	0.5%
【経常収益】 (B)	102	
1 使用料及び手数料	40	
2 その他	63	
純経常行政コスト (C) A-B	3,156	
【臨時損失】 (D)	36	
1 災害復旧事業費	28	
2 資産除売却損	1	
3 投資損失引当金繰入額	1	
4 損失補償等引当金繰入額	3	
5 その他	3	
【臨時利益】 (E)	34	
1 資産売却益	7	
2 その他	27	
純行政コスト C+D-E	3,157	

退職手当引当金繰入額
将来、職員が退職するときに支払われる退職金のうち、当年度に発生した(負担すべき)金額

減価償却費
土地等を除く各固定資産の耐用年数に基づき算出された1年間の資産価値の減少額
(前ページに解説あり)

移転費用
・県民に対する給付や市町村など他団体への補助等
・社会保障関係費の多くは補助金や負担金として市町村等に支払われるため、補助金等に計上

純行政コスト
県税や地方交付税、国からの補助金など、受益者負担以外の財源で負担するコスト
(純資産変動計算書の純行政コストの金額と一致する。)

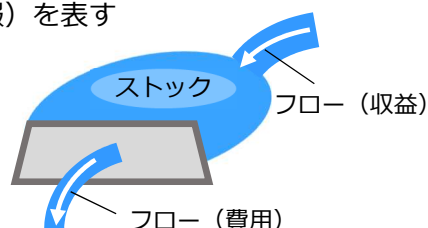
※項目毎に四捨五入しているため、合計とは一致しないことがあります。

【貸借対照表と行政コスト計算書の違い】

- ・貸借対照表 … 期末時点の財産の状況（ストック情報）を表す
- ・行政コスト計算書 … 期中の損益の状況（フロー情報）を表す

⇒ダムに例えると・・・

- ・ダムに溜まっている水量がストック
- ・ダムから流入・流出する水量がフロー



⇒共に借方科目である資産（貸借対照表）と費用（行政コスト計算書）ですが、資産は「翌年度以降に費用になるもの」、費用は「当該年度に費用になるもの」です。土地等の非償却資産といった例外を除き、「いずれ費用になる」という点で共通します。

(3) 純資産変動計算書（NW）

純資産変動計算書は、貸借対照表の「純資産」に計上されている各数値が、1年間でどのように変動したかを表す計算書です。

また、純資産は、「固定資産等形成分」及び「余剰分（不足分）」に分類され、純資産がモノとして残っているのか、金銭として残っているのかを表しています。

鳥取県においては、税収などの財源と比べて純行政コストが大きい状態が続いていましたが、令和3年度は県税がコロナ禍前の水準に戻るとともに、新型コロナウイルス対策に係る財政需要を反映して地方交付税が増加したため、純資産は前年度末と比較して204億円増の1,847億円となりました。

なお、余剰分（不足分）の金額がマイナスとなっているのは、負債（地方債発行など）により固定資産等が形成されていることを表しています。

固定資産等形成分

資産形成に充てた財産、固定資産等の形で保有しているもの

余剰分（不足分）

地方公共団体が使うことができる資源をいい、金銭の形で保有しているもの

(単位：億円)

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高 (A)	1,642	8,727	▲ 7,085
純行政コスト (a)	▲ 3,157		▲ 3,157
財源 (b)	3,352		3,352
税収等	2,506		2,506
国県等補助金	846		846
本年度差額 (B) a+b	195		195
固定資産等の変動 (内部変動) (c)		151	▲ 151
有形固定資産等の増加		347	▲ 347
有形固定資産等の減少		▲ 341	341
貸付金・基金等の増加		261	▲ 261
貸付金・基金等の減少		▲ 116	116
資産評価差額 (d)	▲ 0	▲ 0	
無償所管換等 (e)	3	3	
その他 (f)	7	7	0
本年度純資産変動額 (C) B+c+d+e+f	204	160	44
本年度末純資産残高 A+C	1,847	8,887	▲ 7,041

※項目毎に四捨五入しているため、合計とは一致しないことがあります。

(4) 資金収支計算書 (CF)

資金収支計算書は、民間企業会計のキャッシュフロー計算書にあたるもので、貸借対照表の資産の部に計上されている現金預金が、1年間でどのように変動したかを表す計算書です。

「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」の3つの区分に分けて表示されます。

鳥取県では、業務活動収支で149億円のプラスとなっている一方で、投資活動収支が151億円、財務活動収支が8億円のマイナスとなっております。国庫補助金約25億円の未収が発生したことにより投資活動収支を悪化させていますが、全体としては税収の回復により発生した余剰額を資産形成や基金の積立、借金の返済に充てており、堅実な財政運営を行っていると言えます。

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
【業務活動収支】		本年度資金収支額 (D) A+B+C	▲ 11
1 業務支出 (a)	2,943	前年度末資金残高 (E)	142
(1) 業務費用支出	1,734	本年度末資金残高 (F) D+E	132
① 人件費支出	933	前年度末歳計外現金残高 (G)	9
② 物件費等支出	612	本年度歳計外現金増減額 (H)	1
③ 支払利息支出	35	本年度末歳計外現金残高 (I) G+H	10
④ その他の支出	154	本年度末現金預金残高 F+I	142
(2) 移転費用支出	1,209		
① 補助金等支出	1,131		
② 社会保障給付支出	31		
③ 他会計への繰出支出	31		
④ その他の支出	16		
2 業務収入 (b)	3,107		
(1) 税収等収入	2,476		
(2) 国県等補助金収入	527		
(3) 使用料及び手数料収入	40		
(4) その他の収入	64		
3 臨時支出 (c)	28		
(1) 災害復旧事業費支出	28		
(2) その他の支出	0		
4 臨時収入 (d)	13		
業務活動収支 (A) b+d-a-c	149		
【投資活動収支】			
1 投資活動支出 (e)	577		
(1) 公共施設等整備支出	347		
(2) 基金積立金支出	206		
(3) 投資及び出資金支出	3		
(4) 貸付金支出	21		
2 投資活動収入 (f)	426		
(1) 国県等補助金収入	307		
(2) 基金取崩収入	59		
(3) 貸付金元金回収収入	43		
(4) 資産売却収入	8		
(5) その他の収入	8		
投資活動収支 (B) f-e	▲ 151		
【財務活動収支】			
1 財務活動支出 (g)	588		
(1) 地方債償還支出	588		
(2) その他の支出	0		
2 財務活動収入 (h)	580		
(1) 地方債発行収入	580		
財務活動収支 (C) h-g	▲ 8		

※項目毎に四捨五入しているため、合計とは一致しないことがあります

貸借対照表の現金預金と一致します。

業務活動収支
業務活動に伴い、継続的に発生する資金収支

投資活動収支
道路や建物等の固定資産の取得や処分に伴う資金収支

財務活動収支
地方債の発行や償還に係る資金収支

5 一般会計等財務諸表に基づく各指標

(1) 純資産比率

純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。例えば純資産の増加は、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味すると捉えることもできます。そのため、純資産による形成比率を算定するこの比率が高いほど少ない負債で資産形成を進めてきたことを意味し、将来世代の負担が少ないといえます。

純資産額	1,847 億円	$\times 100 = 20.4\%$
資産合計額	9,056 億円	

(2) 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。この比率が高いほど減価償却が進んでいることを意味し、老朽化が進んでいるといえます。

減価償却累計額	2兆59億円	$\times 100 = 78.4\%$
償却資産の取得価額	2兆5595億円	

(3) 社会資本等形成の世代間負担比率

社会資本等形成の世代間負担比率は、固定資産合計額に対して将来の償還等が必要な負債がどの程度かを算出することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができます。この比率が高いほど将来世代の負担が大きいことを表しています。

地方債残高	3,665 億円	$\times 100 = 50.8\%$
有形・無形固定資産合計	7,210 億円	

※ 地方債残高のうち、臨時財政特例債、減税補填債、臨時税収補填債、臨時財政対策債、減収補填債特例分の残高は除きます。

(4) 受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額であり、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

経常収益	102 億円	$\times 100 = 3.1\%$
経常費用	3,258 億円	